

なかがわまちく なせちく かつせいかけいかく  
那珂川町久那瀬地区活性化計画

栃木県那珂川町、栃木県

平成22年5月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	那珂川町久那瀬地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	那珂川町	地区名(※1)	久那瀬地区	計画期間(※2)	平成22年度～平成24年度

## 目 標 : (※3)

農林業従事者の高齢化及び後継者不足が進み、地域活力が低下していることから、地区で生産された農林水産物の供給先として農林水産物直売施設を整備し、集客数及び販売額の増加に努め、農林業の振興と、都市住民との交流促進による地域活性化を図る。具体的な数値としては、地域の農産物直売所の利用者数を平成21年度の107,521人から平成24年度の128,000人への増加(19%増)を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

那珂川町は、栃木県の東北東に位置し、茨城県に接している。東西約23km、南北約19kmと東西に長く、総面積は192.84Km<sup>2</sup>である。町の中央を清流那珂川が南流し、右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が開け、河岸段丘上に市街地が形成され丘陵地に集落が点在する。一方、左岸側は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成され、山間地の小河川に集落が点在する。土壌は、比較的肥沃であり、生産性は中位にあたる。耕地は中小河川に沿って狭い水田と畑を有し、那珂川沿岸の河岸段丘にまとまった水田地帯を形成している。総耕地面積は2,950haで町総面積の15.3%にあたる。また、林野面積は12,345haで町総面積の64.0%を占めている。

平成17年10月に馬頭町と小川町が合併し、那珂川町となったが、過疎地域自立促進特別措置法上の過疎地域指定、山村振興法上の振興山村指定を受けている。

計画対象となる久那瀬地区は、那珂川沿いの平野部に位置し、耕地面積95ha、農業従事者数158人、販売農家数49戸で、町全体に占める割合はいずれも低いが、施設園芸の担い手農家が多く、産直野菜の品目も豊富である。

## 現状と課題

当町では、農村の振興を図るため農業構造改善事業、山村振興事業、農村総合モデル事業、農村地域定住促進対策事業、中山間地域総合整備事業等をはじめ各種事業の指定を受け、農業の生産基盤、生活環境基盤の整備や各種の近代化施策を進めてきた。その結果、葉たばこ・こんにやくに変わり、トマト・なす・いちご・花卉等の施設園芸やプラム・キュウイ・ぶどう・なしなどの果樹類が特産物として定着している。町内に9箇所の農産物直売所が設置しており、農産物のJA系統外販路として重要な役割を担っている。直売所の年間売上は3億7千万円で出荷者数は延べ587名で、この内、年間売上1億円を超す直売所が2箇所ある。本計画区域内にある久那瀬農産物直売所は、県内では最も早く昭和62年に開業し、平成7年に農林水産省生産局長賞を受賞し、現在でも県内外から視察が絶えない。これまでは、年間売上1億円以上を維持してきたが、「駐車スペースの不足による過剰混雑の発生」、「集荷品目拡大に伴う陳列スペースの狭少」、「ゆとりある移動スペースが確保された高福祉型施設への対応」「合理的な農産物流通システム構築への立ち遅れ」を主なる要因とし、近年売上が減少に転じている。また、久那瀬地区の農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

## 今後の展開方向等(※4)

農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、これまでもJA系統外販路として重要な役割を担ってきた「農産物直売所」を通じ、地域農産物の有効活用による地域活性化を目指すこととする。

直売所施設の新築と駐車場整備により、集客と販売額の増加に努めるとともに、農林水産省所管事業により整備した農村情報ネットワークを簡易POSシステムとして活用し、在庫状況や売上状況をリアルタイムで生産者に情報提供することで、地域農業生産の低コスト化を推進し、農業所得の増加を図るとともに、夏まつりや収穫祭などのイベント内容充実を図る。

更に、農作物の展示栽培や収穫体験のためのほ場を直売所付近に設置する。また、簡易な調理設備を設置し、収穫した農産物をその場で食べられる機能を追加することにより、農産物の直売だけでなく、農作物の収穫体験もできる新たな交流拠点を目指し、地域住民と都市住民の交流強化と地域の活性化を図る。

なお、活性化計画終了年度の翌年度には、地域の農産物直売所の利用者数の目標達成状況を検証するとともに、新たな販売品目の研究や発掘等を行い、目標数値の維持に努める。

県としても本計画の目標が達せられるよう、事業の効果的な実施に関し必要な助言及び支援を行う。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
那珂川町	久那瀬地区	地域資源活用総合交流促進施設 (農林水産物直売・食材提供供給施設)	久那瀬農産物販売組合	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域(※1)

久那瀬地区(栃木県那珂川町)	区域面積(※2)	211ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積211haの内、宅地19.9ha、農林地191.1ha(90.5%)である。世帯数208戸のうち190戸が農家世帯で、うち販売農家が49戸。農業従事者が158人で地区内就業者(392人)の4割を占めており、園芸作物の担い手農家が多く、農林業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 人口の推移はほぼ横ばい(H12:760人→H17:764人)であるが、高齢化比率(H17:764人中230人)30.1%から見て、活性化のためには、定住等及び地域間交流を進めることは必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は農業振興区域に指定されており、市街地を形成している区域、都市計画法に基づく用途地域は含まれていない。		
(数値はH12・17国勢調査による)		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項・・・該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項・・・該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、地域農林産物の販売による農林業の振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図り、地域の農産物直売所の利用者数を平成21年度の107,521人から平成24年度の128,000人への増加(19%増)とすることを目標としており、達成度合いについては、那珂川町農産物直売所設置状況調査を基に那珂川町と栃木県が評価を行う。なお、この評価結果については、関係機関、学識経験者等より意見を求めて検証を行うとともに、結果を公表する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。